

きみつコーラルフェスト実行委員会 運営規定

第1章 総則

1. 本会は「きみつコーラルフェスト」の開催に当たり、その企画・運営を行うために組織される。
2. 本会は年度単位で結成され、実行委員の任期は第1回実行委員会から次年度第1回実行委員会開催直前までとする。
3. 本会は「きみつコーラルフェスト xxxx 実行委員会」と称する。ただし xxxx は開催される年の西暦年号とする。

第2章 きみつコーラルフェスト開催規定

1. 目的
 - (1) 君津市民または君津市内で活動する合唱団が一同に集い、日ごろの練習の成果を発表し、交流を深めることによって、君津市の文化発展に貢献する。
 - (2) 若年者から高齢者まで幅広い人々の参加を促し、生涯学習としての合唱活動を支援する。
2. 参加資格
 - (1) 参加団体は、君津市内で合唱活動を1年間以上行ってきた合唱団または同等の活動実績のある合唱団、および以下の(2),(3),(4)項で規定される学校関係の合唱団とする。
 - (2) 小学校および中学校については、君津市立で、原則として君津市生涯学習文化課から推薦され、かつ参加を希望する小学校および中学校とする。ただしそれぞれ各1校までとする。
 - (3) 高等学校については、実行委員会が推薦し、かつ参加を希望する学校とする。ただし最大2校までとする。推薦に当たっては県レベルでの活動実績を考慮する。
 - (4) 大学校については、(3)項に準ずる。ただし、最大1校までとする。
 - (5) 高等学校及び大学校の通学圏は広範囲のため、君津市近接範囲までを対象とする。近接範囲とは木更津市、袖ヶ浦市、富津市をいう。

第3章 構成と役割

1. 本会は「コーラルフェスト」に参加する合唱団体から各1名ずつ選出された実行委員により組織される。
2. 本会の主たる任務は「コーラルフェスト開催要領」の見直し確認とその遂行である。
3. 実行委員は自己の所属する合唱団の代表として実行委員会に参加し、本会の任務を行うと共に、実行委員会で決議された事案を各合唱団の団員に伝達し徹底を図ることを責務とする。
4. 学校関係も企画段階から参加して頂き、参加団体の総意でコーラルフェストが実施できるよう、参加校の決定は早い段階に行う。
5. 君津市生涯学習文化課に実行委員会のサポートをお願いする。

第4章 会議の議決

1. 議決に必要な条件は、全実行委員の2/3以上の出席で過半数の賛成をもって議決とする。
2. 実行委員が出席できない場合には、必ず代理者が実行委員会に出席し、採決に参加することを可とする。

第5章 役員

1. 実行委員の中から次の役員を選出する。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局 2～3名

2. 役員の任務は次の通りとする。

(1) 実行委員長

- ・本実行委員会を代表し、その任務を統括する。
- ・本実行委員会を企画立案して開催し、議長として議事を進行する。

(2) 副実行委員長

- ・実行委員長を補佐し、委員長に事故があった場合には委員長代行を務める。
- ・実行委員会の議事録を作成し、委員長の承認を得て配布する。
- ・コーラルフェスト実行段階での役割分担作業を統括する。

(3) 会計

- ・きみつコーラルフェストの会費の提案を行い、徴収と出納管理を行う。
- ・年度の最終実行委員会で会計報告を行う。

(4) 事務局

- ・実行委員会の第1回の開催案内を通知する。
- ・プログラム、当日のスケジュール、役割分担等、実行委員会に諮る事案の原案を企画作成する。
- ・配布物の準備および提出してもらおう書類の準備、回収、まとめを行う。
- ・広報活動を行う。

3. 役員の選任および任期は以下の通りとする。

(1) 役員は第1回実行委員会において選任する。

(2) 役員の任期は、次年度の第1回実行委員会で新しい役員が選出されるまでの1年間とする。ただし、再任は可とする。

(3) 役員は次年度の役員が選任されるまでの間は第1回実行委員会開催の準備と開催を行う。

第6章 附則

本規約は平成25年6月25日よりこれを施行する。

第7章 改定履歴

第1回改定 平成27年9月20日

第2回改定 令和元年6月23日